

報道関係者 各位

令和8年5月28日

【照会先】

神奈川県労働局 労働基準部 安全課

安全課長

赤前幸隆(内線6050)

主任産業安全専門官

関川 晃(内線6051)

(電話) 045(211)7352

神奈川県下における令和7年の労働災害発生状況について（速報）

～死傷災害は減少も死亡災害は増加～

神奈川県労働局（局長 宿里 明弘）では、令和7年における神奈川県内の労働災害の発生状況を取りまとめたので、その概要を発表します。

1 労働災害発生状況

令和7年の労働災害による死亡者数は43人（対前年比8人増加）となりました。また、休業4日以上之死傷者数は（新型コロナウイルス感染症のり患によるものを除く、以下同じ）7,918人で対前年比313人減少（3.8%減少）となりました。

労働災害の概要は次のとおりです。

（1）死亡災害発生状況

業種別では、建設業で14人（対前年比2人増加）、陸上貨物運送事業で5人（対前年比1人減少）、製造業で5人（対前年比1人減少）、農業で4人（対前年比3人増加）、ビルメンテナンス業で3人（対前年比3人増加）、港湾運送業2人（対前年比2人増加）、小売業で2人（前年と同じ）となりました。

また、事故の型別では、「墜落、転落」で15人（対前年比6人増加）、「交通事故」6人（対前年比1人増加）、「はさまれ、巻き込まれ」で5人（対前年比1人減少）、などとなりました。

（2）死傷災害発生状況

業種別では、小売業で1,078人（対前年比37人減少）、社会福祉施設で1,060人（対前年比86人減少）、陸上貨物運送事業で1,057人（対前年比95人減少）、製造業で984人（対前年比58人減少）、建設業で679人（対前年比50人減少）などとなりました。

事故の型別では、「転倒」で2,015人（対前年比158人減少）、「動作の反動、無理な動作」で1,642人（対前年比31人減少）、「墜落、転落」で1,163人（対前年比43人増加）、「はさまれ、巻き込まれ」で629人（対前年比16人減少）、「交通事故（道路）」で454人（対前年比4人増加）などとなりました。

年齢階層別では、60歳以上が2,335人（対前年比81人増加）、50歳代が2,302人（対前年比129人減少）、40歳代が1,264人（対前年比164人減少）、30歳代が881人（対前年比81人減少）、30歳未満が1,136人（対前年比20人減少）となりました。

2 労働災害防止のための取組

(1) 全国安全週間に向けた取組

令和8年度スローガン「多様な人材 全員参加 みんなで育てる安全職場」

全国一斉の取組として「全国安全週間」（準備月間：6月、本週間：7月1日～7日）が始まります。

神奈川労働局では、事業場における自主的な労働災害防止活動を推進し、安全意識の高揚と安全活動の定着を図るために、「全国安全週間」に向けて、労働局長によるパトロールを実施する他、死亡災害撲滅緊急企画として、労働災害防止団体等と協力の下、企業が注意すべき災害原因と対策に関する研修会（動画配信）を開催する予定です。

また、地区ごとに推進大会も開催されます。

さらに、7月3日には安全衛生に係る優良事業場、団体又は功績者等に対する表彰式を実施するなどして、引き続き自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発を行ってまいります。

(2) 全ての業種に向けた労働災害防止への対策

全ての業種に対する、転倒災害等の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進（神奈川産業保健総合支援センターが行う「ゼロ災！無料出張サービス」の利用推進）、高年齢者の労働災害防止対策の推進（「エイジフレンドリー指針」の普及）及び熱中症における労働災害防止対策の推進

関係資料

- 資料1 労働災害発生状況（推移・業種別・事故の型別・年齢階層別）
- 資料2 「第14次労働災害防止計画（神奈川計画）の概要」（リーフレット）
- 資料3 全国安全週間（リーフレット）
- 資料4 死亡災害の撲滅緊急企画（リーフレット）
- 資料5 令和8年度全国安全週間 地区推進大会一覧
- 資料6 STOP！転倒災害 プロジェクト神奈川（リーフレット）
- 参考資料 令和7年死亡災害の概要 神奈川労働局

労働災害発生状況（推移・業種別・事故の型別・年齢階層別）

図 1 - 1 労働災害による死傷者の年別推移

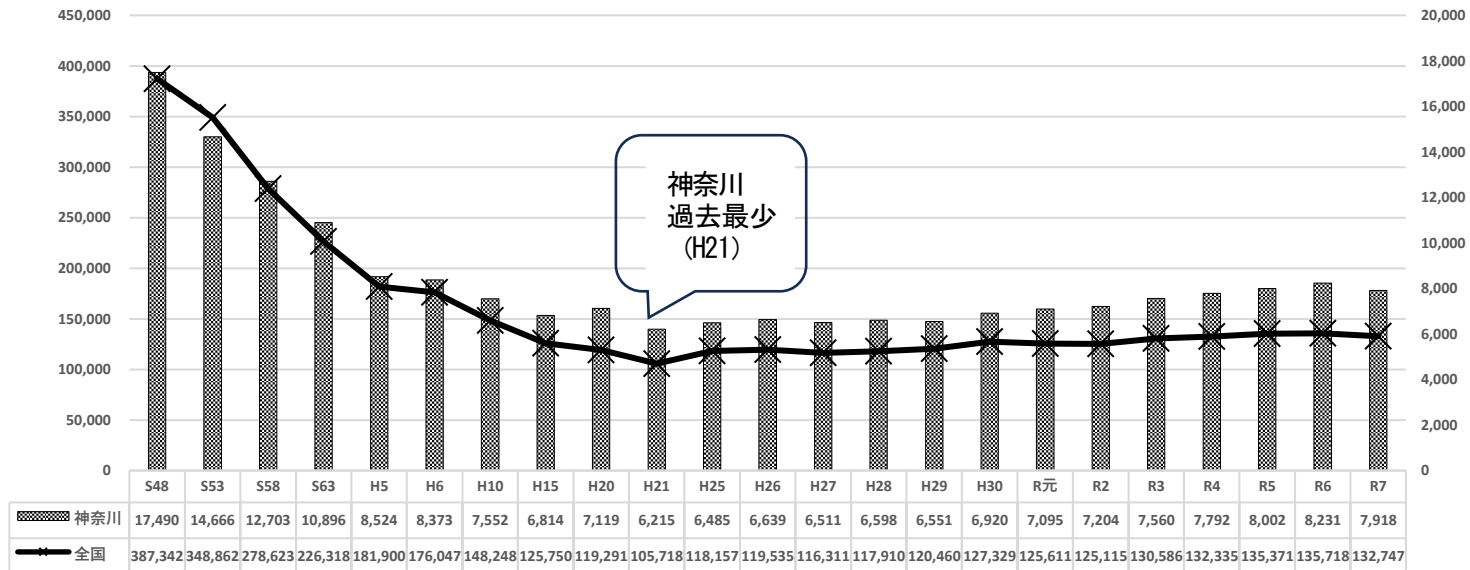


図 1 - 2 労働災害による死亡者数の年別推移

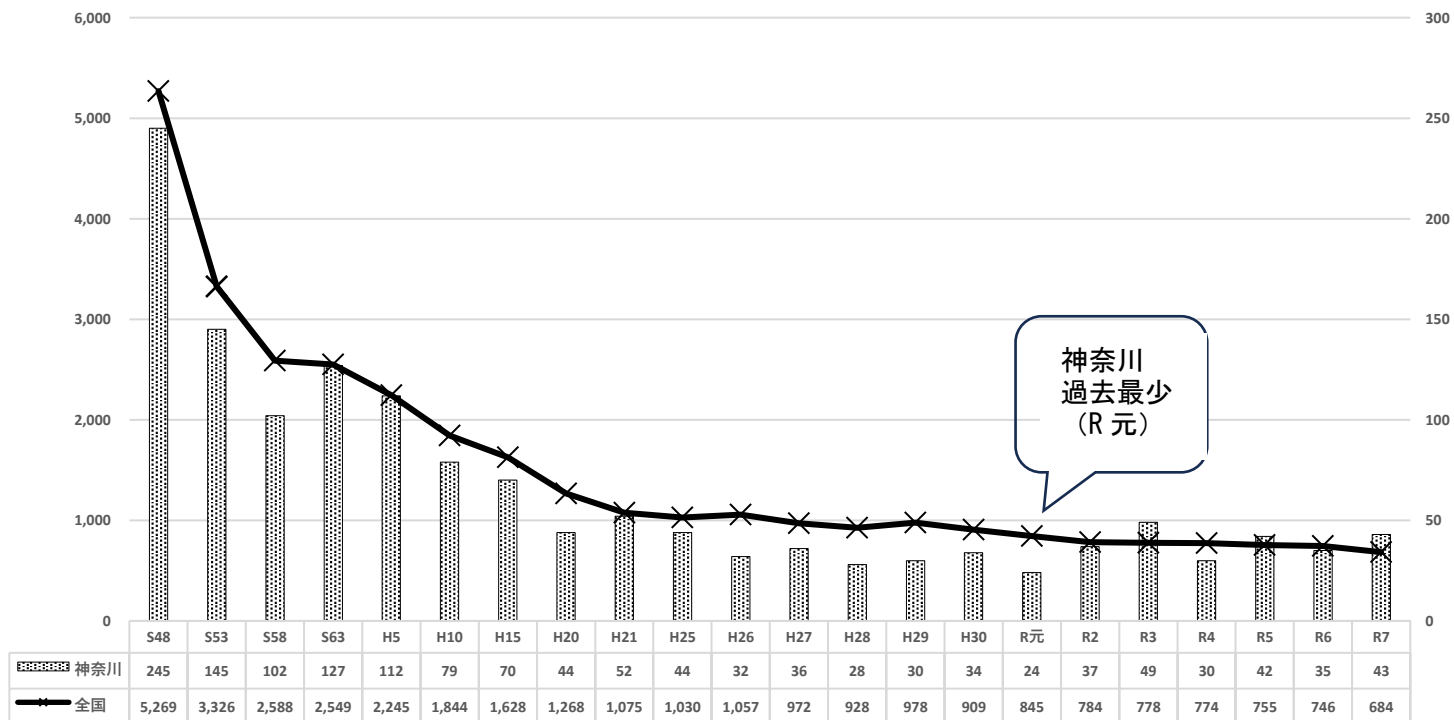


図2-1 業種別死傷者数

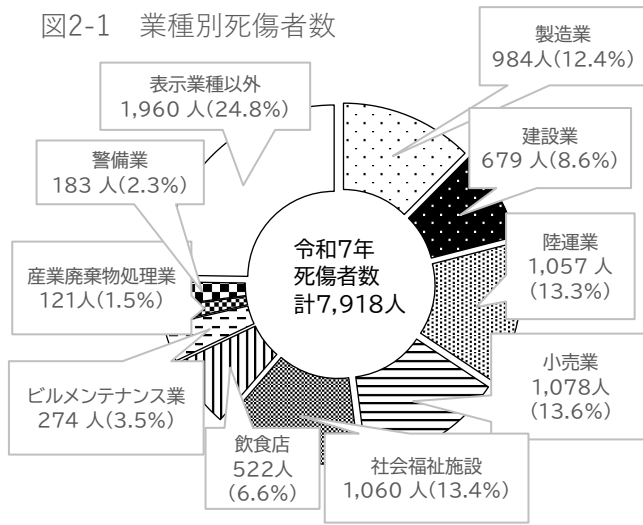


図2-2 業種別死亡者数

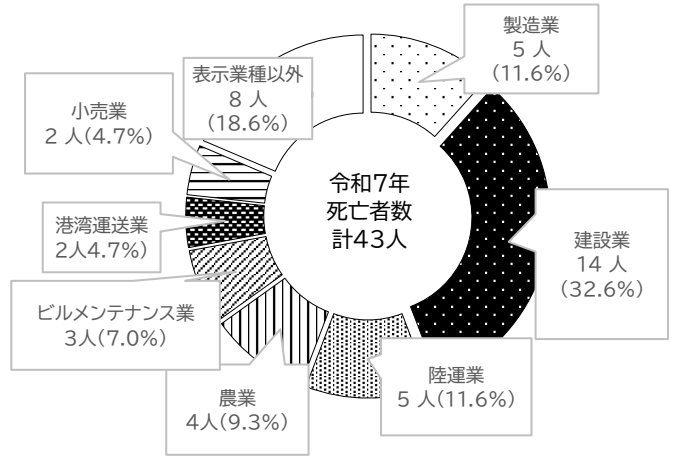


図3-1 事故の型別死傷者数

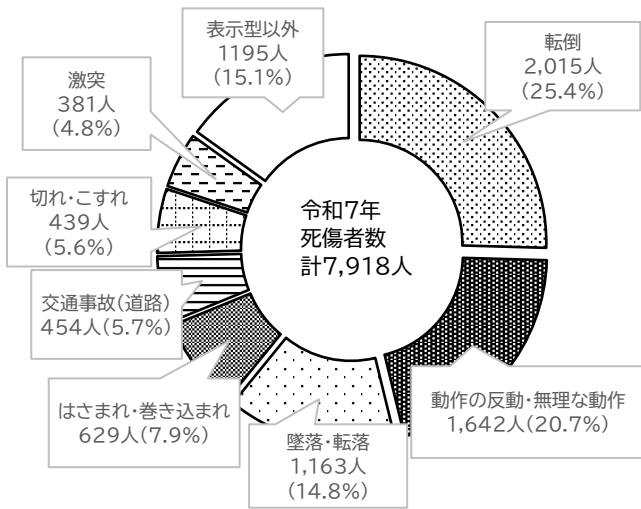


図3-2 事故の型別死亡者数

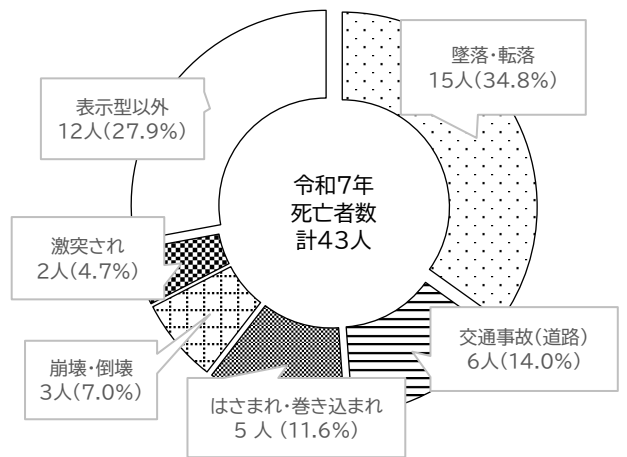
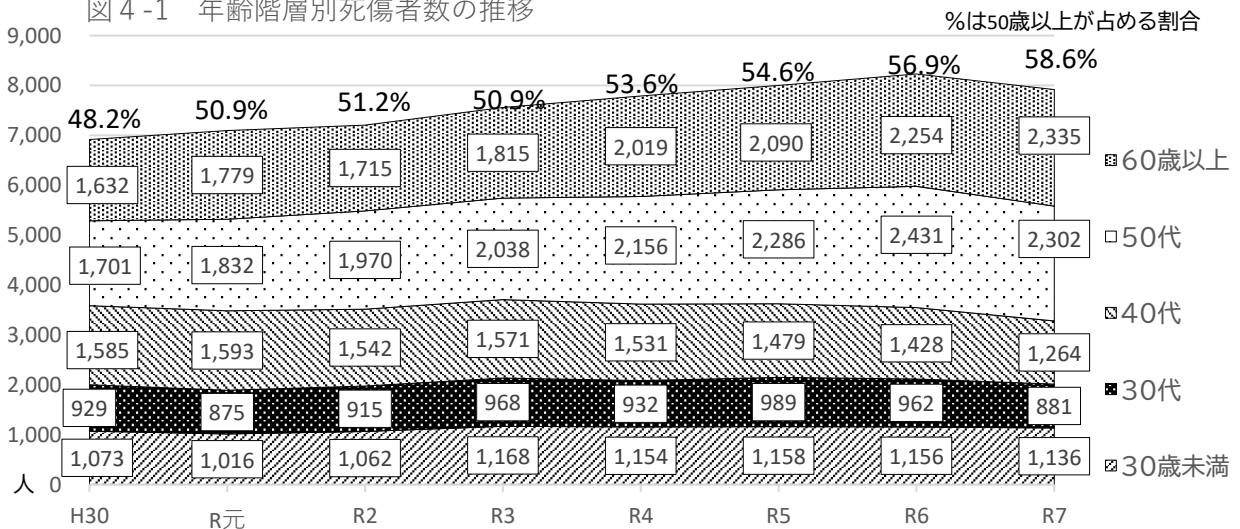


図4-1 年齢階層別死傷者数の推移



第13次防(H30~R4)以降の推移

第14次労働災害防止計画（神奈川計画）の概要

神奈川労働局（2026年（令和8年）5月速報）

計画期間 2023年度から2027年度まで

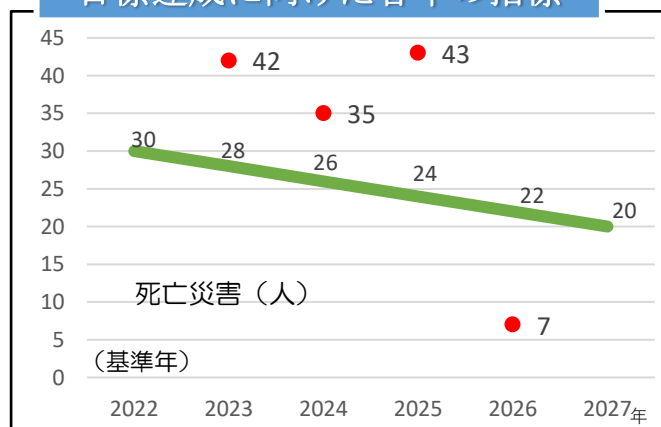
計画の全体目標

- ・2027年までに、神奈川県内の労働災害による死亡者数を20人以下とする。
- ・2027年までに、神奈川県内の労働災害による死傷者数を2022年と比較して5%以上減少する。

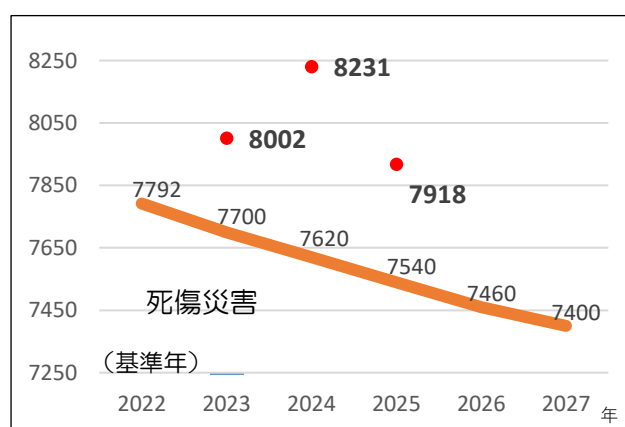
【2022年（比較基準年）：死亡者数30人、死傷者数7,792人】

【2027年（最終目標）：死亡者数20人以下、死傷者数7,400人以下】

目標達成に向けた各年の指標



※●は実績値（令和7年(2025)は令和8年4月末）

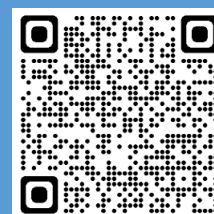


目標達成のための重点事項

次の重点事項ごとに、

- 事業者による取組状況等に関する「アウトプット指標」（2、3頁）と、取組により期待される結果に関する「アウトカム指標」（4頁）を定め、実施状況を確認しつつ計画を推進します。
- 各重点事項については、事業者が労働者の協力を得て、一体的に取り組むことが重要です。
 - ・自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発
 - ・労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進
 - ・高年齢労働者の労働災害防止対策の推進
 - ・多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進
 - ・個人事業者等に対する安全衛生対策の推進
 - ・業種別の労働災害防止対策の推進
 - ・労働者の健康確保対策の推進
 - ・化学物質等による健康障害防止対策の推進

14次防取組み状況についてのアンケートにご協力をお願いいたします。



14次防アンケートアドレス <https://jsite.mhlw.go.jp/form/pub/roudou14/dai14jibou>

1 自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発	
安全衛生対策に取り組む事業場が社会的に評価される環境整備	
事業者が実施する事項 <ul style="list-style-type: none"> 安全衛生対策や産業保健活動の意義を理解し、必要な安全衛生管理体制を確保した上で、事業場全体として主体的に労働者の安全と健康保持増進のための活動に取り組む。 国や労働災害防止団体等が行う労働安全防止対策に係る支援及び労働安全衛生コンサルタントを活用し、自社の安全衛生活動を推進する。 「Safe Work KANAGAWA」のロゴなど用いて、事業場内外の安全意識の高揚を図る。 	神奈川労働局の重点実施事項 <ul style="list-style-type: none"> 安全衛生対策に取り組む事業者が社会的に評価される環境整備に向け「安全衛生優良企業公表制度」「+safe協議会」「健康経営優良法人認定制度」などの活用を図る。 事業者の具体的な取組につながるよう、他の事業場の好事例について、業種や規模等に即した個別具体的な取組も含め積極的に周知する。 労働災害防止団体が行う労働安全衛生活動に対して、必要な支援を行うほか、労働安全衛生コンサルタントの活用促進を図る。
2 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策	
【アウトプット指標】 <ul style="list-style-type: none"> 転倒災害対策（ハード・ソフト両面からの対策）に取り組む事業場の割合を2027年までに50%以上とする。 卸売業・小売業/医療・福祉の事業場における正社員以外の労働者への安全衛生教育の実施率を2027年までに80%以上とする。 介護・看護作業において、ノーリフトケア（身体の負担軽減のための介護技術）を導入している事業場の割合を2023年と比較して2027年までに増加させる。 	
事業者が実施する事項 <ul style="list-style-type: none"> 転倒災害は、極めて発生率が高く対策を講ずべきリスクがあることを認識し、その取組を進める。 非正規雇用労働者も含めた全ての労働者への雇入時等の安全衛生教育の実施を徹底する。 職場における腰痛予防対策指針を参考に、作業様態に応じた腰痛予防対策に取り組む。 	神奈川労働局の重点実施事項 <ul style="list-style-type: none"> 転倒災害防止に資する装備や設備等の普及を推進する。 ノーリフトケアや介護機器等の導入など腰痛予防対策の普及を推進する。 「STOP!転倒災害プロジェクト神奈川」「ころばNICEかながわ体操」を推進する。
3 高齢労働者の労働災害防止対策の推進(抜粋)	
【アウトプット指標】 <ul style="list-style-type: none"> 「エイジフレンドリーガイドライン」に基づく高齢労働者の安全衛生確保の取組を複数実施する事業場の割合を2027年までに50%以上とする。 	
事業者が実施する事項 <ul style="list-style-type: none"> 「エイジフレンドリーガイドライン」に基づく、安全衛生管理体制の確立、職場環境の改善等を進める。 健康診断情報の電磁的な保存・管理やデータ提供を通じ、保険者と連携した、労働者の疾病予防、健康づくりなどのコラボヘルスに取り組む。 	神奈川労働局の重点実施事項 <ul style="list-style-type: none"> 「エイジフレンドリーガイドライン」の周知啓発を行う。 転倒防止対策の取組を推進するための周知啓発、支援等を行う コラボヘルス推進のための費用支援制度の周知、活用促進を図る。
4 多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進	
【アウトプット指標】 <ul style="list-style-type: none"> 母国語に翻訳された教材や視聴覚教材等、外国人労働者に分かりやすい方法で労働災害防止の教育を行っている事業場の割合を2027年までに50%以上とする。 	
事業者が実施する事項 <ul style="list-style-type: none"> 外国人労働者に対し、安全衛生教育マニュアルを活用する等による安全衛生教育の実施や健康管理に取り組む。 多様な働き方に合わせて「テレワークガイドライン」や「副業・兼業ガイドライン」に基づいた、労働者の安全と健康の確保に取り組む。 	神奈川労働局の重点実施事項 <ul style="list-style-type: none"> 外国人労働者への安全衛生教育のための手法を提示するほか、危険の見える化のため開発されるピクトグラム安全表示を周知する。 「テレワークガイドライン」や「副業・兼業ガイドライン」を引き続き周知する。
5 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進	
事業者が実施する事項 <ul style="list-style-type: none"> 「個人事業者等に対する安全衛生対策のあり方に関する検討会」を通じて、個人事業者等に関する業務上の災害の実態の把握に関すること、個人事業者自らによる安全衛生確保措置に関すること、注文者等による保護措置のあり方等において、事業者が取り組むべき必要な対応について検討された結果に基づく対策を検討する。 	神奈川労働局の重点実施事項 <ul style="list-style-type: none"> 「個人事業者等に対する安全衛生対策のあり方に関する検討会」を通じて、個人事業者等に関する業務上の災害の実態の把握に関すること、個人事業者自らによる安全衛生確保措置に関すること、注文者等による保護措置のあり方等において、事業者が取り組むべき必要な対応について検討された結果に基づく対策を推進する。
6 業種別の労働災害防止対策の推進	
【アウトプット指標】 <ul style="list-style-type: none"> 「荷役作業における安全ガイドライン」に基づく措置を実施する陸上貨物運送事業等の事業場（荷主となる事業場を含む）の割合を2027年までに45%以上とする。 墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメントに取り組む建設業の事業場の割合を2027年までに85%以上とする。 機械による「はさまれ、巻き込まれ」防止対策に取り組む製造業の事業場の割合を2027年までに60%以上とする。 	
(1) 陸上貨物運送事業対策	
事業者が実施する事項 <ul style="list-style-type: none"> 「荷役作業における安全ガイドライン」の安全衛生管理体制、墜落・転落災害や転倒災害等の防止措置、保護帽等の着用、安全衛生教育の実施等、荷主も含めた荷役作業の安全対策に取り組む。 「職場における腰痛予防対策指針」を参考に、作業様態に応じた腰痛予防対策に取り組む。 	神奈川労働局の重点実施事項 <ul style="list-style-type: none"> 荷の積卸し作業の墜落・転落防止対策を推進する。 神奈川荷役災害防止等連携推進協議会・陸運事業者及び荷主等における連絡協議会を継続して活用する。 陸上貨物運送事業（荷主の事業場を含む）に対して「荷役作業における安全ガイドライン」の周知徹底を図るとともに、荷役策業に用いる機械等の安全な使用方法等を周知する。

6 業種別の労働災害防止対策の推進(前頁の続き)

(2) 建設業対策

事業者が実施する事項

- ・墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所への囲い、手すり等の設置、墜落制止器具の確実な使用、はしご・脚立等の安全な使用の徹底等、高所からの墜落・転落災害の防止に取り組む。
- ・「職場における熱中症予防基本対策要綱」に基づく暑さ指数の把握や適切な対策、騒音障害防止のためのガイドラインに基づく作業環境測定、健康診断、労働衛生教育等に取り組む。

神奈川県労働局の重点実施事項

- ・墜落、転落災害防止のため各事業場におけるリスクアセスメントの導入を推進する。
- ・足場の点検の確実な実施、一側足場の使用範囲の明確化等墜落転落災害防止対策の充実強化を推進する。
- ・デジタル技術を活用した建設施工の自動化、遠隔化等の新たな技術の導入に伴う安全対策を周知する。
- ・「職場における熱中症予防基本対策要綱」や「騒音障害防止のためのガイドライン」の周知・指導などの対策を推進する。

(3) 製造業対策

事業者が実施する事項

- ・「はさまれ、巻き込まれ」により被災するおそれのある機械等について、製造者（メーカー）及び使用者（ユーザー）がそれぞれにおいてリスクアセスメントを実施する。その上で、使用者に対し製造者は残留リスクの確実な提供を行う。
- ・機能安全の推進により機械等の安全水準を向上させ、合理的な代替措置により安全対策を推進する。

神奈川県労働局の重点実施事項

- ・リスクアセスメントの実施に向けた取組を、引き続き推進する。
- ・機能安全を活用し、危険な作業を信頼性の高い技術で置き換えることを通じて、労働災害のリスクを低減させる取組を推進する。
- ・作業手順の理解などを高めるためのVRの活用を推進する。

7 労働者の健康確保対策の推進

【アウトプット指標】

- ・年次有給休暇の取得率を2025年までに**70%以上**とする。
- ・勤務間インターバル制度を導入する企業の割合を2025年までに**15%以上**とする。
- ・メンタルヘルス対策に取り組む事業場の割合を2027年までに**80%以上**とする。
- ・労働者数50人未満の小規模事業場におけるストレスチェック実施の割合を2027年までに**50%以上**とする。
- ・必要な産業保健サービスを提供している事業場の割合を2027年までに**80%以上**とする。

事業者が実施する事項

- ・ストレスチェックの実施にとどまらず、結果に基づく集団分析を行い、職場環境の改善を行うことで、メンタルヘルス不調の予防を強化する。また、職場におけるハラスメント対策に取り組む。
- ・時間外及び休日労働時間の削減、年次有給休暇の取得促進、労働時間の設定改善（勤務間インターバル制度の導入等）を行う。
- ・産業保健スタッフを確保する。労働者に対して必要な産業保健サービスの提供、治療と仕事の両立支援のための環境整備に取り組む。

神奈川県労働局の重点実施事項

- ・メンタルヘルス対策や産業保健活動に関する、事業場への指導、産業保健総合支援センター及び地域産業保健センターを通じた支援等を、引き続き推進する。
- ・長時間労働が疑われる事業場への監督指導、「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」の周知指導等の取組を推進する。
- ・「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」の周知啓発を強化するとともに、両立支援コーディネータの活用促進を図る。

8 化学物質等による健康障害防止対策の推進

【アウトプット指標】

- ・労働安全衛生法に基づくラベル表示・安全データシート（以下「SDS」という。）の交付義務対象となっていないが、危険性又は有害性が把握されている化学物質について、ラベル表示・SDSの交付を行っている事業場の割合を2025年までにそれぞれ**80%以上**とする。
- ・労働安全衛生法第3条に基づくリスクアセスメントの実施の義務対象となっていないが、危険性又は有害性が把握されている化学物質について、リスクアセスメントを行っている事業場の割合を2025年までに**80%以上**とするとともに、リスクアセスメント結果に基づいて、必要な措置を実施している事業場の割合を2027年までに**80%以上**とする。
- ・熱中症災害防止のために暑さ指数を把握し活用している事業場の割合を2023年と比較して2027年までに増加させる。

事業者が実施する事項

- ・化学物質を製造、取扱い、又は譲渡提供する事業者は、リスクアセスメント等に基づく自律的なばく露低減対策を実施するほか、譲渡提供等のラベル表示・SDS交付を的確に行う。
- ・石綿事前調査結果に基づく適切な石綿ばく露対策等を実施する。
- ・「第10次粉じん障害防止総合対策」に基づき、粉じんによる健康障害を防止するための自主的取組を推進する。
- ・「職場における熱中症予防基本対策要綱」を踏まえ、暑さ指数の把握とその値に応じた熱中症予防対策を適切に実施する。

神奈川県労働局の重点実施事項

- ・化学物質による健康障害防止に向けた指導・支援を行うほか、中小事業者向けの相談窓口・訪問指導・講習会の機会を提供する。
- ・建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止のための指導を行うほか、石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル等の周知を推進する。
- ・「第10次粉じん障害防止総合対策」に基づき、呼吸用保護具の使用の徹底及び適正な使用等の取組を推進する。
- ・「職場における熱中症予防基本対策要綱」の周知指導を行う。

重点事項ごとの推進状況

(初年度～最終年度の上段は目標値、下段は実績値)
青数字は目標値、**赤数字**は実績値のうち目標が未達成のもの、**黒数字**は目標達成のものを指します

		初年度	2年目	3年目	4年目	最終年度
		2023年度 (確定)	2024年度 (確定)	2025年度	2026年度	2027年度
死亡災害については、2027年までに20人以下とする。	20人以下	28人	26人	24人	22人	20人
		42人	35人	43人	7人	人
死傷災害については、2021年までの増加傾向に歯止めをかけ、死傷者数については、2022年(7,792人)と比較して2027年までに5%以上減少する。	7,400人以下	7,700人	7,620人	7,540人	7,460人	7,400人
		8,002人	8,231人	7,918人	1,878人	人

【アウトカム指標】

労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策						
転倒の死傷者数を2022年と比較して2027年までに増加に歯止めをかける。	1,996人以下	1,889人	2,173人	2,015人	550人	人
	災害に占める割合26%以下	23.6%	26.4%	25.4%	29.3%	
転倒による平均休業見込み日数を2027年までに35日以下とする。	35日以下	38日	39.0日	38.9日	23.9日	
社会福祉施設における腰痛の死傷者数を2022年と比較して2027年までに減少させる。	171人以下	143人	166人	194人	42人	人
	社会福祉施設の災害に占める割合17%以下	12.9%	14.5%	18.3%	19.4%	

高齢労働者の労働災害防止対策						
60歳以上の労働者による死傷者数を、2022年と比較して2027年までに増加に歯止めをかける	2,019人以下	2,090人	2,254人	2,335人	530人	人
	災害に占める割合26%以下	26.1%	27.4%	29.5%	28.2%	

多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策						
外国人労働者の死傷者数を、2022年と比較して2027年までに増加に歯止めをかける。	336人以下	371人	386人	400人	104人	人
	災害に占める割合4%以下	4.6%	4.7%	5.1%	5.5%	

業種別の労働災害防止対策						
陸上貨物運送事業における死傷者数を2022年(1,179人)と比較して2027年までに5%以上減少させる。	1,120人以下	1,167人	1,154人	1,142人	1,131人	1,120人
		1,111人	1,152人	1,057人	268人	人
建設業における死亡災害を2027年までに15%以上減少させる(9人→7人以下)。	7人以下	16人	12人	14人	2人	人
製造業における機械による「はさまれ、巻き込まれ」の死傷者数を2022年(205人)と比較して2027年までに5%以上減少させる。	194人以下	202人	200人	198人	196人	194人
		143人	180人	168人	47人	人

(上段は目標値、下段は実績値)
 ※製造業については起因物「機械」の範囲を見直したため数値が修正されています。

労働者の健康確保対策						
週労働時間40時間以上である労働者のうち、週労働時間60時間以上の雇用者の割合を2025年までに5%以下とする。	令和4年度は14%	11%	9%	5%		
	5%以下	8.4%	7.9%	7.5%		
自分の仕事や職業生活に関することで強い不安、悩み、ストレスがあるとする労働者の割合を50%未満とする。	メンタルヘルス対策に取り組む事業場の割合を80%以上とする。	78.6%	68.4%	(未集計)		

化学物質等による健康障害防止対策						
化学物質の性状に関連の強い死傷災害の件数を第13次防期間と比較して、2023年から2027年までの5年間で、5%以上減少させる。	5年間の合計が148人以下	25人	21人	20人	3人	人
熱中症による死傷者数を第13次防期間と比較して減少させる。	5年間の合計が250人以下	81人	78人	102人	0人	人

※「陸上貨物運送事業」は、「道路貨物運送業」と「陸上貨物取扱業」の合計です。
 ※各年の推進状況について、定期的に更新する予定です。
 ※第14次労働災害防止計画(神奈川計画)詳細、当リーフレット(電子版)はこちらを御覧ください。
https://jsite.mhlw.go.jp/kanagawa-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/anzen_eisei/hourei_seido/saiboukeikaku_00011.html

第
99
回

全国安全週間

令和8年7月1日(水)~7日(火)

準備期間 令和8年6月1日(月)~30日(火)



多様な人材
全員参加
みんなで育てる
安全職場



今年で99回目となる全国安全週間は、昭和3年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という基本理念の下、労働災害を防止するために産業界での自主的な活動の推進と、職場での安全に対する意識を高め、安全を維持する活動の定着を目的としています。

これまで、事業場では、労使が協調して労働災害防止対策が展開されてきました。この努力により労働災害は長期的には減少しておりますが、近年の労働災害については、死亡災害は減少傾向にあるものの、休業4日以上死傷災害は平成21年以降、増加傾向が継続しています。

特に、高齢労働者の増加等を背景として、転倒や腰痛といった労働者の作業行動に起因する死傷災害が増加し続けており、また、墜落・転落などの死亡災害が依然として後を絶たない状況にあります。

また、労働災害を少しでも減らし、労働者一人一人が安全に働くことができる職場環境を築くためには、令和5年3月に策定された第14次労働災害防止計画に基づく施策を着実に推進するための不断の努力が必要であり、計画年次4年目となる令和8年度においても、労使一丸となった取組が求められます。

そのため、令和8年度は、「多様な人材 全員参加 みんなで育てる安全職場」のスローガンの下、全国安全週間を実施することとしました。

主唱 厚生労働省、中央労働災害防止協会

協賛 建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会

港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

※裏面の「令和8年度全国安全週間実施要綱について」もご覧ください。

令和8年度全国安全週間実施要綱について(抜粋)

実施者の実施事項

1 安全衛生活動の推進

- ① 安全衛生管理体制の確立
 - ア 年間を通じた安全衛生計画の策定、安全衛生規程及び安全作業マニュアルの整備
 - イ 経営トップによる統括管理、安全管理者等の選任
 - ウ 安全衛生委員会の設置及び労働者の参画を通じた活動の活性化
 - エ 労働安全衛生マネジメントシステムの導入等によるPDCAサイクルの確立
- ② 安全衛生教育計画の樹立と効果的な安全衛生教育の実施等
 - ア 経営トップから第一線の現場労働者までの階層別の安全衛生教育の実施、特に、雇入れ時教育の徹底及び未熟練労働者に対する教育の実施
 - イ 就業制限業務、作業主任者を選任すべき業務での有資格者の充足
 - ウ 災害事例、安全作業マニュアルを活用した教育内容の充実
 - エ 労働者の安全作業マニュアルの遵守状況の確認
 - オ 安全管理者、安全衛生推進者、作業主任者等に対する能力向上教育の実施
- ③ 自主的な安全衛生活動の促進
 - ア 発生した労働災害の分析及び再発防止対策の徹底
 - イ 職場巡視、4S活動(整理、整頓、清掃、清潔)、KY(危険予知)活動、ヒヤリ・ハット事例の共有等の日常的な安全活動の充実・活性化
- ④ リスクアセスメントの実施
 - ア リスクアセスメントによる機械設備等の安全化、作業方法の改善
 - イ SDS(安全データシート)等により把握した危険有害性情報に基づく化学物質のリスクアセスメント及びその結果に基づく措置の推進
- ⑤ その他の取組
 - ア 安全に係る知識や労働災害防止のノウハウの着実な継承
 - イ 外部の専門機関、労働安全コンサルタントを活用した安全衛生水準の向上
 - ウ 「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」に基づく、安全衛生に配慮したテレワークの実施

2 業種の特性に応じた労働災害防止対策

- ① 小売業、社会福祉施設、飲食店等の第三次産業における労働災害防止対策
 - ア 全社的な労働災害の発生状況の把握、分析
 - イ 経営トップが先頭に立って行う安全衛生方針の作成、周知
 - ウ 職場巡視、4S活動(整理、整頓、清掃、清潔)、KY(危険予知)活動、ヒヤリ・ハット事例の共有等の日常的な安全活動の充実・活性化
 - エ 安全衛生担当者の配置、安全意識の啓発
 - オ パート・アルバイト(いわゆるスポットワーク含む)の労働者への安全衛生教育の徹底
- ② 陸上貨物運送事業における労働災害防止対策
 - ア 荷台等からの墜落・転落防止対策、保護帽の着用
 - イ 荷主等の管理施設におけるプラットフォームの整備、床の凹凸の解消、照度の確保、混雑の緩和等、荷役作業の安全ガイドラインに基づく措置の推進
 - ウ 積み卸しに配慮した積付け等による荷崩れ防止対策の実施
 - エ 歩行者立入禁止エリアの設定等によるフォークリフト使用時の労働災害防止対策の実施
 - オ トラックの逸走防止措置の実施
 - カ トラック後退時の後方確認、立入制限の実施
- ③ 建設業における労働災害防止対策
 - ア 一般的事項
 - (ア) 「木造家屋等低層住宅建築工事墜落防止標準マニュアル」に基づく足場、屋根・屋上等の端・開口部、はしご・脚立等からの墜落・転落防止対策の実施、フルハーネス型墜落制止用器具の適切な使用
 - (イ) 足場の点検の確実な実施、本足場の原則使用、「手すり先行工法等に関するガイドライン」に基づく手すり先行工法の積極的な採用
 - (ウ) 職長、安全衛生責任者等に対する安全衛生教育の実施
 - (エ) 元方事業者による統括安全衛生管理、関係請負人に対する指導の実施
 - (オ) 建設工事の請負契約における適切な安全衛生経費の確保
 - (カ) 輻輳工事における適正な施工計画、作業計画の作成及びこれらに基づく工事の安全な実施
 - (キ) 一定の工事エリア内で複数の工事が近接・密集して実施される場合、発注者及び近接工事の元方事業者による工事エリア別協議組織の設置
 - イ 「山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係るガイドライン」に基づく対策の実施
 - ウ 令和6年能登半島地震の復旧、復興工事における土砂崩壊災害、建設機械災害、墜落・転落災害の防止等、自然災害からの復旧・復興工事における労働災害防止対策の実施
- ④ 製造業における労働災害防止対策
 - ア 機械の危険部分への覆いの設置等によるはさまれ・巻き込まれ等防止対策の実施
 - イ 機能安全を活用した機械設備安全対策の推進
 - ウ 作業停止権限等の十分な権限を安全担当者に付与する等の安全管理の実施
 - エ 高経年施設・設備の計画的な更新、優先順位を付けた点検・補修等の実施
 - オ 製造業安全対策官民協議会で開発された、多くの事業場で適応できる「リスクアセスメントの共通化手法」の活用等による、自主的なリスクアセスメントの実施
 - カ 機械等製造者による、機械等を使用する事業者への、リスクアセスメント実施に資する残留リスク情報の提供
- ⑤ 林業の労働災害防止対策
 - ア 「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」に基づく、チェーンソーを用いた伐木及び造材作業における保護具、保護衣等の着用並びに適切な作業方法の実施等
 - イ 木材伐出機械等を使用する作業における安全の確保

3 業種横断的な労働災害防止対策

- ① 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策
 - ア 作業通路における段差等の解消、通路等の凍結防止措置の推進
 - イ 照度の確保、手すりや滑り止めの設置
 - ウ 「転倒等リスク評価セルフチェック票」を活用した転倒リスクの可視化
 - エ 運動プログラムの導入及び労働者のスポーツの習慣化の推進
 - オ 中高年齢女性を対象とした骨粗しょう症健診の受診勧奨
 - カ 「職場における腰痛予防対策指針」に基づく措置の実施
- ② 高齢者に対する労働災害防止対策
 - 「高齢者の労働災害防止のための指針」に基づく、リスクアセスメントの実施、職場環境の改善、高齢者の健康や体力の状況の把握と対応、安全衛生教育の実施等、各種措置の実施
- ③ 外国人労働者に対する労働災害防止対策
 - 母国語教材や視聴覚教材の活用等、外国人労働者に理解できる方法による安全衛生教育の実施
- ④ 派遣労働者に対する労働災害防止対策
 - 派遣労働者に対する安全管理の徹底や安全活動の活性化
- ⑤ 特定自主検査の適正な実施
 - ア フォークリフト等の特定自主検査対象機械に対する確実な検査の実施
 - イ 特定自主検査基準に基づく検査の徹底
 - ウ 事業場内検査や検査業者の検査者に対する能力向上教育の実施
- ⑥ 交通労働災害防止対策
 - ア 適正な労働時間管理、走行計画の作成等の走行管理の実施
 - イ 飲酒による運転への影響や睡眠時間の確保等に関する安全衛生教育の実施
 - ウ 災害事例、交通安全情報マップ等を活用した交通安全意識の啓発
 - エ 飲酒、疲労、疾病、睡眠、体調不良の有無等を確認する乗務開始前の点呼の実施
- ⑦ 熱中症予防対策
 - ア 熱中症のおそれのある作業者の早期発見のための連絡体制の整備等を内容とする改正労働安全衛生規則に基づく措置義務の徹底
 - イ 「職場における熱中症防止のためのガイドライン」に基づく熱中症防止対策の実施
 - ウ 「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」重点取組期間である7月は特に重点的に取り組むこと
- ⑧ 個人事業者等を含めた災害防止対策
 - ア 個人事業者等が労働者と同じ場所で就業する場合における安全衛生の確保に必要な措置の実施
 - イ 安全衛生経費の確保等、個人事業者等を含む請負人等が安全で衛生的な作業を遂行するための配慮
 - ウ その他、個人事業者等が上記に掲げる事項のうち、業務上の災害を防止するための取組を円滑に実施するために必要な安全衛生情報の提供、作業方法・手順の共有、作業環境の確保・改善、安全衛生教育の機会の提供等の配慮

厚生労働省

<https://www.mhlw.go.jp/index.html>



中央労働災害防止協会

<https://www.jisha.or.jp>



職場のあんぜんサイト

<https://anzeninfo.mhlw.go.jp>



●職場の安全、全国安全週間に関する情報は
こちらで検索！

厚生労働省 安全衛生

検索

中央労働災害防止協会 安全週間

検索

●労働基準監督署等への届出は
電子申請が便利です！

帳票入力支援サービス

検索

詳しくは、最寄りの都道府県労働局または労働基準監督署にご相談ください。
厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

死亡災害撲滅
緊急企画

災害事例から見た注意すべき原因と対策

～安全週間だからこそ見直してもらいたい働く人の安心・安全～

職場の安全担当者向け

オンラインセミナー
YouTube

申し込み不要

近年、労働災害は全体として減少傾向にあるものの、死亡災害については依然として発生しており、痛ましい事故が後を絶ちません。

本配信では、死亡災害発生状況や典型的な事故のパターン、安全確保の基本を改めて整理するとともに、現場で直ちに実践できる具体的な対策について解説いたします。業種を問わず活用いただける内容となっておりますので、ぜひご視聴ください。

配信期間

令和8年6月25日～7月10日 限定配信

プログラム

- ・管内の死亡災害の傾向
- ・業種分野別死亡災害事例から見た原因と対策
- ・高年齢者の労働災害防止対策の重要性
- ・夏場に多い健康障害の重篤化予防

視聴方法

配信期間に二次元コードなどでアクセスしてください。



神奈川産保チャンネル
二次元コード

神奈川産保ちゃんねる

検索

※「神奈川産保ちゃんねる」は、神奈川産業保健総合支援センターによるYouTube番組です。

主催：神奈川労働局・各労働基準監督署

共催：独立行政法人労働者健康安全機構 神奈川産業保健総合支援センター

神奈川労務安全衛生協会／建設業労働災害防止協会神奈川支部／陸上貨物運送事業労働災害防止協会神奈川県支部
港湾貨物運送事業労働災害防止協会神奈川総支部／林業・木材製造業労働災害防止協会神奈川県支部

令和8年度全国安全週間 地区推進大会一覧

地区名 (日付順)	日 程	場 所
横浜南	6月1日 月 13時00分	横浜市開港記念会館 講堂 (横浜市中区本町1-6)
川崎南	6月2日 火 13時15分	川崎市産業振興会館 ホール (川崎市幸区堀川町66-22)
厚 木	6月4日 木 12時45分	厚木市文化会館 小ホール (厚木市恩名1-9-20)
平塚	6月5日 金 13時30分	平塚市中央公民館 大ホール (平塚市追分1-20)
小田原	6月5日 金 13時30分	青色会館 5階 大会議室 (小田原市本町2-3-24)
相模原	6月5日 金 14時00分	相模原市民会館 ホール (相模原市中央区中央3-13-15)
横浜西	6月5日 金 13時30分	横浜市男女共同参画センター フォーラム横浜 (横浜市戸塚区上倉田町435-1)
鶴 見	6月8日 月 13時30分	横浜市鶴見区民文化センター サルビアホール (横浜市鶴見区鶴見中央1-31-2)
川崎北	6月9日 火 13時00分	高津市民会館 大ホール (川崎市高津区溝口1-4-1)
横浜北	6月9日 火 13時30分	横浜市西公会堂 (横浜市西区岡野町1-6-41)
横須賀	6月11日 木 13時30分	横須賀市立勤労福祉会館 ヴェルクよこすか (横須賀市日の出町1-5)
藤 沢	6月11日 木 14時30分	藤沢公民館・労働会館等複合施設 Fプレイスホール (藤沢市本町1-12-17)



To reduce the risk of falling

STOP! 転倒災害

プロジェクト神奈川

▶since2015

To all working people (すべての働く人へ)

休憩時間や仕事の合間などに

からだ、動かしてみませんか？

女性労働者の転倒災害は、
男性労働者の2.5倍発生

運動不足解消で
転倒リスクを回避

身体にやさしい
運動で転倒予防
ができます

転倒を予防して
いつまでも元気に

転倒災害防止の無料
支援機関があります

相談聞く
ソウ〜!

健康づくりで 転倒災害防止！
ご安全に！



厚生労働省
神奈川労働局

独立行政法人労働者健康安全機構
神奈川産業保健総合支援センター

転倒災害事例

(出典:厚生労働省「社内で実施可能な行動災害防止に向けた取り組み」)

事例 オフィス内で、段差や障害物がないにもかかわらずつまずいて転倒



原因 加齢による視力・注意力の低下など、個人の身体機能が要因となる場合があります。

事例 作業場や通路に放置された物品につまずいて転倒



原因 整理整頓の不十分さにより、足元の安全が確保されていないことが事故につながります。

体力測定の実施

(出典:厚生労働省「社内で実施可能な行動災害防止に向けた取り組み」)

◆ 閉眼・開眼片足立ちテスト

バランス能力

目を閉じた状態、もしくは開けた状態で片足立ちになり、その姿勢を何秒間維持できるかを測定します。

目的 転倒予防に欠かせない「静的バランス能力」を評価します。
視覚に頼らない状態(閉眼)でのテストは、足の裏の感覚や三半規管などの平衡感覚の能力を確認するのに役立ちます。

目は開けたままか閉じて行うかは自分の体力に応じて選びましょう

閉眼	1(低い)	2	3	4	5(良い)
	~7秒	7.1~17秒	17.1~55秒	55.1~90秒	90.1秒~
開眼	1(低い)	2	3	4	5(良い)
	~15秒	15.1~30秒	30.1~84秒	84.1~120秒	120.1秒~



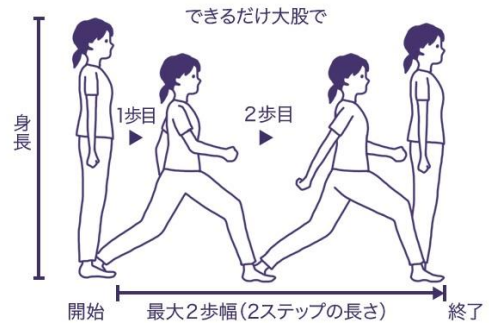
◆ 2ステップテスト

下肢の総合的な体力

スタートラインから、できるだけ大股で2歩歩き、その歩幅(2歩の合計距離)を測定します。

目的 最大2歩幅を身長で割った「2ステップ値」を算出します。
足腰の筋力、バランス能力、柔軟性など、スムーズに歩くために必要な「下肢の総合的な体力」を評価します。

1(低い)	2	3	4	5(良い)
~1.24	1.25~1.38	1.39~1.46	1.47~1.65	1.66~



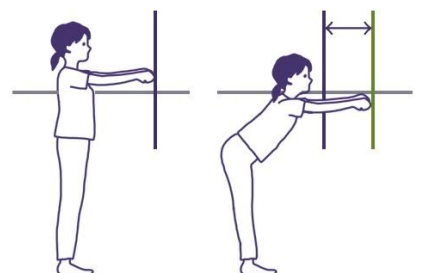
◆ ファンクショナルリーチ

柔軟性

壁に対して横向きに立ち、腕を肩の高さで真っ直ぐ前に伸ばした状態から、足を踏み出さずに両手をどこまで前方に伸ばして戻せるかを測定します。

目的 前屈みになる際の「動的バランス」と「柔軟性」を評価します。
高い場所の物を取る、床の物を拾うといった日常動作の安全性と直結するテストです。

この距離を測定する



1(低い)	2	3	4	5(良い)
~19cm	20~29cm	30~35cm	36~39cm	40cm~

運動習慣がない人ほど転倒リスクが高いことをご存知ですか？

お手軽！かんたん！「**ストレッチ&ブレス**」
自分の健康を意識しよう！めざせ習慣化！

目の疲れを緩和する

眼精疲労リリース

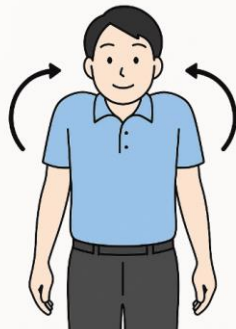
効果：目の血流改善、首肩の緊張緩和



- ・椅子に座り、背筋を伸ばす
- ・両手でこめかみを軽く押さえ、深呼吸しながら首を左右にゆっくり倒す

血流増進 血圧を整える

肩回しストレッチ

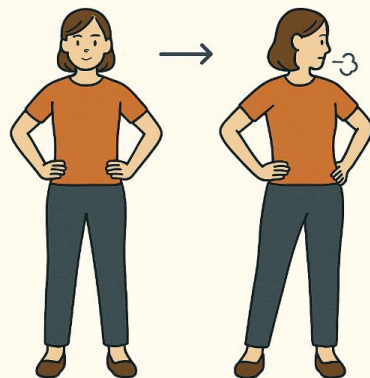


- ① 足を肩幅に開いて立ちます。
- ② 両肩を耳に近づけるようにすくめ、ゆっくり後ろに大きく回します。
- ③ 5回ほど後ろ回しをしたら、前回しも同様に行います。

腰を柔軟にする

立位腰ひねりストレッチ

効果：腰の回旋筋をほぐし、腰痛予防。



- ・足を肩幅に開いて立ち、両手を腰に添える。
- ・息を吐きながら上半身を右へひねり、吸いながら戻す。

※ストレッチは一例です。これ以外にも様々のものがありますが自身や職場にあったものを探してみましょう！

ストレッチを行う際の呼吸の基本ポイント

- ・呼吸を止めない・動作に合わせる・深くゆっくりと・リズムを一定に・吐く時間は長めに

ストレッチと併せて 呼吸を意識しよう！

★一般的な深い呼吸法（腹式呼吸）★

目的：酸素をしっかりと取り込み、心身をリラックスさせる。

方法：姿勢を整える立位または座位で背筋をまっすぐにし、肩の力を抜きます。

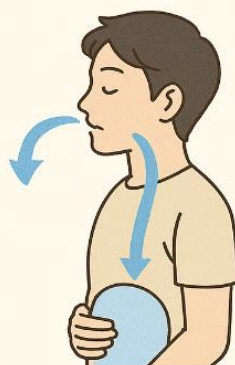
(1) 息を吸う(4秒) 鼻からゆっくり息を吸い、お腹がふくらむを感じます。

(2) 息を止める(2秒) 軽く息を止めて、酸素を体に行き渡らせます。

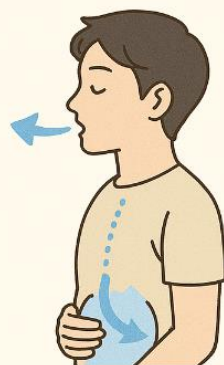
(3) 息を吐く(6秒) 口からゆっくり息を吐き、お腹をへこませながら体の力を抜きます。

(4) 繰り返し5回程度繰り返すと、血圧や心拍が安定しやすくなります。

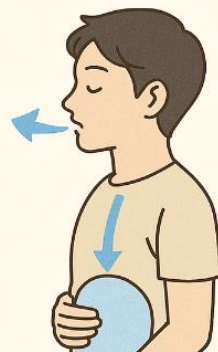
腹式呼吸



(1) 息を吸う
4秒



(2) 息を止める
2秒



(3) 息を吐く
6秒



(4) 繰り返す

高齢者の労働災害防止対策について

令和7年5月に公布された改正労働安全衛生法では、高齢者の労働災害防止の推進について、必要な措置を講じることが事業者による努力義務とされ、令和8年4月1日から施行されました。また、高齢者の特性に配慮した作業環境の改善、作業の管理その他の必要な措置を示すため、「**高齢者の労働災害防止のための指針**」（通称：**エイジフレンドリー指針**）も公表されています。指針に基づく各種取り組みについて、ご理解とご協力をお願いいたします。



「高齢者の労働災害防止のための指針」
（出典：厚生労働省 政策HP）はこちらから



転倒災害は、年齢とともに筋力や骨などのほか、認知機能等の心身の活力が衰えるなど、様々な要因で、「立つ」、「歩く」といった機能が低下し発生しており、将来の健康寿命に大きく影響を及ぼす恐れがあると言われています。このため、日本整形外科学会が推奨するフレイルやロコモ（ロコモティブシンドローム）を防ぐ取組が必要です。

ロコモについて、あらためて正しく知ろう！

- ロコモの基本
- ロコモ度チェック
- ロコモを防ぐトレーニング

SMART LIFE PROJECT（出典：厚生労働省
健康日本21アクション支援システム）はこちらから



☆ 神奈川労働局が勧める転倒・腰痛対策**無料**支援事業！



ゼロ災 無料出張サービスのご案内

仕事での転倒災害・腰痛災害「0」を目指して取組む企業への専門家派遣！

神奈川県産業保健総合支援センターでは、「健康応援！ ゼロ災無料出張サービス」を展開し、仕事中に「転倒災害」や「腰痛災害」等が発生した事業場や再発防止対策等に取り組む事業場等に、健康運動指導士や理学療法士などの専門家を派遣して、働き盛りの中高年労働者の身体機能の維持・改善方法や足腰の筋力、バランス力の低下を防ぐ「転倒」、「腰痛」予防等をお手伝いしています。



専門家がヒアリングして、事業場に合った「健康応援メニュー等」を提案します。

健康測定・チェック	社内セミナーの実施・実技指導・運動アドバイスなど
<ul style="list-style-type: none"> 健康度や体力、姿勢の測定 バランス・ロコモ度チェック 職場環境のチェック 作業状況から見た転倒・腰痛対策 	<ul style="list-style-type: none"> 転倒予防・バランス運動 腰痛予防のための運動 職場でできるストレッチ体操 作業姿勢の改善や適切な作業管理、作業環境改善等 メタボ改善に向けた運動指導 など （社内セミナーや転倒予防・腰痛予防アドバイスは、リモート利用可能）

※健康応援メニュー等は、「事業場における労働者の健康増進のための指針」(THP指針)に基づき、健康増進計画を言います。

労働安全衛生法第69条により、健康増進計画を作成して、労働者に対する健康教育及び健康相談等、労働者の健康の増進を図るための必要な措置を講じることが求められています。

お申込みはこちらのQRコードから



冊子のQRコード

今、増えている転倒・腰痛
社内で実施可能な
行動災害防止に向けた取り組み

神奈川労働局・労働基準監督署
神奈川産業保健総合支援センター



令和7年 死亡災害の概要

神奈川県労働局

番号	発生日 発生時刻	業種 事業場規模 被災者の年齢層	起因物 事故の型	発生概要
1	1月 13時頃	陸上貨物運送事業 (道路貨物運送業) 10人～19人 35歳～39歳	その他の一般動力 機械 墜落、転落	客先の工場において、運搬する機械の解体作業を行うため、被災者が機械の上に乗し、レバーブロックを用いて、機械の上部と下部を分離させる操作をしていたところ、バランスを崩し切り離れた機械とともに、約5メートルの高さから墜落したものの。
2	1月 8時頃	医療保健業 300人～ 55歳～59歳	その他の一般動力 機械 はさまれ、 巻き込まれ	被災者が洗浄室において、洗浄機で使用した器具を洗浄していたところ、槽に設けられたリフター（モーターとローラーチェーンによって昇降する）の枠と装置を構成する枠（アングル材）との間に挟まれたものの。
3	2月 9時頃	建築工事業 ～9人 40歳～44歳	コンベア はさまれ、 巻き込まれ	ふ頭内で石炭を出荷する設備の塗装工事に従事する被災者が、コンベヤーカバーの荷卸し作業中に行方不明となり、翌日、係留中であつた貨物船の石炭船倉内から発見され、死亡が確認された。
4	3月 16時頃	陸上貨物運送事業 (道路貨物運送業) 100人～299人 30歳～34歳	トラック 交通事故（道路）	集配中、トラックの前方を下り方向に向けて路上に駐車させ、エンジンを切り、輪止めを設置しようとしたところ、トラックが逸走し20mほど下り坂を走行し横転した際に、トラックを追いかけていた被災者が横転したトラックの側面と地面にはさまれたものの。
5	3月 不明	輸送用機械等製造業 300人～ 45歳～49歳	その他の起因物 その他	工場内の食堂で昼食を摂った者ほか工場関係者に体調不良者が発生し、後日、保健所の調査により食中毒と判明した。 被災者は昼食をとった翌々日から2日間、体調不良により欠勤、休日明けの出勤日に連絡なく欠勤したことから関係者が自宅を訪問、倒れている状態で発見されたものの。
6	3月 14時頃	建築工事業 10～19人 35歳～39歳	建築物・構築物 崩壊・倒壊	住宅解体工事現場において、高さ2.4mのコンクリート塀の取り壊しの作業を行うため、手持ち式の電動カッターを用いてコンクリート塀を分割していたところ、塀の上部が倒れ、飛散防止のため近傍でコンパネを持って追従していた被災者が下敷きになり死亡した。
7	3月 19時頃	輸送用機械等製造業 10～19人 40歳～44歳	階段・棧橋 墜落・転落	プレハブ2階建事務所の外階段の下に、被災者が仰向けで倒れていたのを、同僚労働者が発見。救急車を要請したが、搬送先の病院にて死亡が確認されたもの。司法解剖の結果、直接死因が頸髄損傷、肺挫傷であつたことから墜落・転落による災害と判断された。
8	3月 15時頃	土木工事業 ～9人 35歳～39歳	不整地運搬車 墜落・転落	河川改修工事にて、被災者が、不整地運搬車を操作し土のうを運搬していたところ、護岸脇の通路より河川側の段差（高さ約1メートル）を落下し死亡したものの。
9	4月 7時頃	通信業 100人～199人 50歳～54歳	起因物なし その他	業務の精神的負荷により死亡した。
10	4月 16時頃	食料品製造業 300人～ 25歳～29歳	成型機・圧縮機 はさまれ・巻き込まれ	菓子製造ラインにおいて、原料を充てんした後、原料を固める機械がエラーで停止し、被災者はその調整の作業を行っていた。何らかの原因で動き出し、機械のフレームと機械の壁との間に頭部が挟まれ死亡したものの。

死亡災害の概要の掲載内容については、未確定のものであり、調査の進展とともに、変更（業務に起因しない場合における事案の削除を含む。）を行う可能性があります。

番号	発生月 発生時刻	業種 事業場規模 被災者の年齢層	起因物 事故の型	発生概要
11	4月 15時頃	ビルメンテナンス業 200～299人 70歳～75歳	なし 転倒	被災者含めた5人の労働者が刈払い機を使用して施設内の植え込みの草刈り作業を行った。その終了後に被災者が刈払い機による飛び石等を防止するためのベニヤ板を片付ける際に、ベニヤ板を持って歩行中に歩道に転倒した。病院に搬送され療養していたが、数日後、くも膜下出血等により死亡したものの。
12	4月 12時頃	建築工事業 1～9人 45歳～49歳	有害物 有害物等との接触	被災者は集合住宅居室の現状復帰工事で浴室(ユニットバス)の内装工事に従事していた。終業時刻を過ぎても帰宅しなかったため、捜索したところ当該現場で意識が無い状態で発見され医療機関に搬送されるも死亡が確認されたものの。
13	4月 4時頃	小売業 20～29人 65歳～69歳	乗用車、バス、 バイク 交通事故(道路)	被災者がオートバイで配達作業中、丁字路を右折しようとしたところ、直進してきたトラックと衝突したものの。
14	4月 10時頃	旅館業 50～99人 50歳～54歳	起因物なし その他	業務の精神的負荷により死亡した。
15	4月 10時頃	建築工事業 1～9人 50歳～54歳	可燃性のガス 爆発	被災者が、1階床スラブのガス溶断作業中(アセチレンガス+酸素のボンベを使用)、爆発と思われる現象が生じ、コンクリート床材などが上下周囲に吹き飛び、地下ピットがむき出しの状態となった。被災者は爆発の影響により2階の床とともに地下1階に転落、落下してきた床材に挟まれ死亡したものの。
16	5月 9時頃	窯業土石製品製造業 30人～49人 60歳～64歳	地山・岩石 崩壊・倒壊	セメント製造工場の土砂倉庫内において、被災者はホイールローダーを使用して、10トンダンプにセメント原料の土砂を搬入する作業を行っていた。被災者がホイールローダーのバケットの土砂付着状況を確認するため、ホイールローダーを降りて土砂の付近にまで立ち入ったところ、土砂が崩壊、被災労働者が埋もれて窒息死したものの。
17	5月 15時頃	土木工事業 1人～9人 30歳～34歳	玉掛け用具 飛来・落下	温泉掘削工事現場において、やぐらの解体作業中に足場に立てかけてあった鉄板が倒れてきて、下敷きとなって死亡したものの。
18	5月 16時頃	土木工事業 1人～9人 70歳～74歳	トラック 墜落・転落	ゴルフ場場内の枯れ木の伐採作業を終え、傾斜のある場所で解体用つかみ機をトラックの荷台に積込んだところ、トラックが逸走をはじめ、脱輪横転、解体用つかみ機の運転席にいた被災者が、トラックの荷台から解体用つかみ機ごと転落、木と解体用つかみ機の間で挟まれ死亡したものの。
19	5月 16時頃	土木工事業 1人～9人 75歳～79歳	トラック はさまれ・巻き込まれ	ゴルフ場の枯木伐採を後え、傾斜のある場所で使用した解体用つかみ機をトラックの荷台に積み込んだところ、トラックが逸走をはじめ、脱輪横転した。その際、トラックを止めるため運転席に乗り込もうとした被災者が横転したトラックと地面にはさまれ死亡したものの。

死亡災害の概要の掲載内容については、未確定のものであり、調査の進展とともに、変更（業務に起因しない場合における事案の削除を含む。）を行う可能性があります。

番号	発生月 発生時刻	業種 事業場規模 被災者の年齢層	起因物 事故の型	発生概要
20	5月 0時頃	その他の廃棄物 処理業業 1人～9人 55歳～59歳	その他の金属加工 用機械 はさまれ・巻き込ま れ	ごみ焼却後に残った金属を回収して圧縮成 型する装置で、金属を流し入れる部分にある 鉄製のゲートが半開のまま動かなくなった。非 常停止ボタンを押したまま、被災者含む2名で 復旧作業を行っていたところ、ゲートが降下し 被災者がはさまれ死亡したものの。
21	6月 2時頃	小売業 10人～19人 65歳～69歳	乗用車、バス、 バイク 交通事故(道路)	被災者がオートバイで配達作業中、四差路 を直進していたところ、右方向からきたバイク と衝突し転倒した際に後頭部を地面に強打し 死亡したものの。
22	6月 9時頃	農業 1人～9人 55歳～59歳	立木等 墜落・転落	枯木伐採作業において、吊るし切り作業を 行っていた被災者が、枯木の高さ約6mの箇 所で、枯木の先端約1.5mの箇所を切断して いたところ、伐採した部分とワークポジショ ニング用器具を取り付けていた幹の部分に接触 し、衝撃で幹が折れて墜落した。さらに、墜落 した被災者にワークポジショニング用器具を取 り付けていた幹の部分に落下した。病院に搬 送されたが、内臓損傷により死亡したものの。
23	6月 10時頃	その他の接客娯楽 業 50人～99人 55歳～59歳	その他の一般動力 機械 墜落・転落	被災者はゴルフコースの整備のため、芝刈り 用トラクターに乗車し、グリーン付近において 芝刈りを行っていたところ、何らかの原因によ り、トラクターごと斜面から約5m転落した。通 りかかった同僚が、法面中腹部(転落位置か ら約10m離れた位置)で倒れていた被災者を 発見、心肺停止により死亡したものの。
24	6月 22時頃	陸上貨物運送事業 (道路貨物運送業) 30人～49人 45歳～49歳	乗用車、バス、 バイク 交通事故(道路)	被災者はトラック運転手、配送先の店舗に荷 を納品するために、路上に駐車しトラック後方 から荷室の扉を開けようとしたところ、後方か ら進行してきた車輻に追突され死亡したもの。
25	7月 15時頃	土木工事業 10人～19人 25歳～29歳	軌道装置 激突	導水路シールド坑内にて、元方事業者の労 働者である被災者が坑内測量を行うため軌道 上を走行するバッテリーカートに搭乗して坑口 から切羽方向に移動中、退避所付近で、切羽 から坑口方向に走行してきた二次下請の労働 者が運転する資材運搬車と軌道上で正面衝 突し、当該資材運搬車の下敷きとなり死亡し たもの。
26	7月 13時頃	建築工事業 1人～9人 25歳～29歳	屋根、はり、もや、 けた、合掌 墜落・転落	工場の明り取り用屋根材の交換工事を複数 の作業員で行っていたところ、被災者が交換 前の明り取り用の屋根材を踏み抜き、高さ約1 7mから工場内のコンクリート床に墜落し死亡 したものの。
27	7月 10時頃	その他の事業 1人～9人 50歳～54歳	電力設備 感電	鉄道の車両基地内で、非常用発電機の点検 作業中、被災者がケーブルの絶縁抵抗測定を 行った際、測定値の異常が認められたため、 原因を確認するべく6,600Vの電圧がかかった 状態の変圧器が格納された連絡盤を開き、何 らかの作業を行っていたところ、感電により死 亡したものの。

死亡災害の概要の掲載内容については、未確定のものであり、調査の進展とともに、変更（業務に起因しない場合における事案の削除を含む。）を行う可能性があります。

番号	発生月 発生時刻	業種 事業場規模 被災者の年齢層	起因物 事故の型	発生概要
28	7月 11時頃	ビルメンテナンス業 100人～199人 50歳～54歳	屋根、はり、もや、 けた、合掌 墜落・転落	6階建てマンションの屋上で、建物の点検・写真撮影を行っていた被災者が、地上部分で血を流して倒れているところを同僚労働者に発見されたもの。被災者が作業を行っていた屋上の端部には、手すり等の墜落防止用の設備が設けられていなかった。
29	7月 14時頃	その他の建設業 1人～9人 55歳～59歳	高温・低温環境 高温・低温の物との接触	被災者は同僚と共に午前8時頃から農業用ハウス内において給水用の配管工事に従事していた。正午から1時間の昼休憩を取り、午後1時に作業を再開。午後1時30分頃、被災者の体調が悪そうだったので、同僚が車の日陰に行き休憩するよう促した。10分程度経っても戻って来なかったため、同僚が見に行ったところ、車の後部で倒れている被災者を発見。病院へ救急搬送され、74日後に死亡した。
30	7月 13時頃	土木工事業 30人～49人 45歳～49歳	トラック 激突され	傾斜地(8～10度)において、被災者が最大積載荷重3トンのセーフティローダー車の荷台にショベルカーを積込む作業中、荷台を定位置に戻そうと被災者が後輪付近で荷台のスイッチ操作をしたところ、ローダー車の前輪が浮き、輪留めを乗り越えて逸走した。被災者は当該車を止めようとハンドルに手をかけたところ、当該車と壁に挟まれ、その衝撃で振り落とされ、後輪に轢かれ死亡したものの。
31	7月 23時頃	陸上貨物運送事業 (道路貨物運送業) 30人～49人 40歳～44歳	トラック 交通事故(道路)	圏央道外回り愛川～相模原間で渋滞が発生しており、新聞配送のため2tトラックに乗車し運行していた被災者が最後尾に停車中、後ろから大型車両に追突され、救急搬送されたが死亡が確認された。
32	8月 17時頃	農業 1人～9人 65歳～69歳	建築物・構築物 墜落・転落	被災者がマンション敷地の植栽の手入れの作業を行うため、背中に除草剤散布用の設備を背負って、コンクリート造外階段の擁壁の上(高さ4.42m)を歩行していたところ、当該擁壁上から階段の踊り場に墜落したものの。
33	8月 11時頃	港湾荷役業 1人～9人 55歳～59歳	移動式クレーン おぼれ	被災者は、浮クレーン船の甲板作業員として、浮クレーン船を横浜港から川崎市内の企業の岸壁へ曳航中、船内で休憩を取っていたところ、被災者の姿が見えなくなったため海上保安庁に連絡し、捜索を開始した。その後、大黒ふ頭沖で浮いている被災者が発見された。
34	8月 15時頃	その他の事業 50人～99人 ～19歳	建築物・構築物 墜落・転落	被災者は首都圏中央連絡自動車道の相模原愛川インターチェンジAランプ付近の高架道路で照明の基礎部点検作業を行っていたところ、Aランプ合流部分にある開口部(高さ約20m)から転落し、死亡したものの。なお、転落したAランプ合流部分には高さ約87cmの擁壁が設置されていた。
35	8月 0時頃	その他の事業 300人～ 55歳～59歳	起因物なし その他	被災者は、出張先の業務を終えて宿泊ホテルへ戻ったが、同僚が室内で倒れている被災者を発見、病院へ救急搬送後死亡したものの。
36	9月 12時頃	農業 1人～9人 45歳～49歳	立木等 墜落・転落	被災者は高さ約4メートルの擁壁上にある、枯木の伐採作業を行っていた。高さ約10メートルの枯木に梯子を立てかけロープで固定。その梯子上に被災者が昇り、安全帯を着用して伐採作業(吊るし切り)をしていた。チェーンソーで約5メートル近傍の箇所を伐採したところ、倒れる時の振動、反動等で梯子を立てかけていた側の枯木もそのまま倒れた。被災者は、安全帯が抜け落ち、擁壁下に墜落したものの。

死亡災害の概要の掲載内容については、未確定のものであり、調査の進展とともに、変更（業務に起因しない場合における事案の削除を含む。）を行う可能性があります。

番号	発生月 発生時刻	業種 事業場規模 被災者の年齢層	起因物 事故の型	発生概要
37	9月 10時頃	港湾荷役業 10人～29人 ～19歳	フォークリフト 衝突され	被災者は、港湾荷役業におけるフォークリフト作業の手元作業員であった。出庫作業のために、同僚が運転する16tフォークリフトに同乗して作業場へ移動中、何等かの理由で降車したところフォークリフトの左後輪に轢かれたもの。
38	9月 14時頃	その他の建築工事業 1人～9人 45歳～49歳	開口部 墜落・転落	地上3階建て倉庫の解体工事現場において、2階フロアの什器類の片付け中に、本工事で廃材搬出用に2階床面に設けられた開口部(約1.2m×約1.5m)から、高さ約6.4m下方の1階の床面上に墜落したもの。開口部には墜落及び飛来落下の危険防止のため、残置物のロッカー2台を置いて覆いとしていたが、被災者本人がそのうち1台を移動させていた。
39	11月 0時頃	陸上貨物運送事業 (道路貨物運送業) 30人～49人 55歳～59歳	トラック 交通事故(道路)	配送のため、国道135号線の下り線を伊東市方面へ向かって走行中、センターラインを越えて進行方向右側に蛇行し、道路沿いにある建造物の擁壁に正面から衝突、その衝撃による脳挫傷により死亡したもの。
40	11月 14時頃	農業 1人～9人 65歳～69歳	はしご等 墜落・転落	個人宅の敷地において全高約3.6mの脚立に登り、ヘッジトリマー(電動バリカン)を手に高さ約4.5mの植木の剪定作業を行っていたところ、脚立から墜落し死亡したもの。
41	11月 9時頃	金属製品製造業 1人～9人 40歳～44歳	金属材料 崩壊・倒壊	被災者は建築構造用等の鋼管加工場兼保管場所において、切断機上の鋼材を移動させる作業を行っていた。作業場所は作業通路を挟み、外部より搬入された直後の鋼管(重量1.58tが6本、重量1.738tが6本)が仮置き(地面に2列に並べ、6段積み重ね)されていた。被災者の背後から仮置きしていた鋼材1列分が崩壊し、下敷きとなったもの。
42	11月 9時頃	建築工事業 1人～9人 75歳～79歳	建築物・構築物 墜落・転落	被災者は同僚と2名でアパート2階の一室をリフォームする工事に従事していたが、現場で組み立てる足場の部材が不足したために、同僚が置き場に部材を取りに行き、被災者が現場に一人残った後、工事をしていた部屋の窓の直下となる地上に意識がなく倒れている状態で通行人に発見された。被災者が倒れていた傍には、2階の窓に取り付けてあった手すりがあった。
43	12月 11時頃	ビルメンテナンス業 300人～ 70歳～74歳	建築物・構築物 墜落・転落	被災者はマンション管理人、マンション敷地に面する傾斜角度82度、高さ3.1mの擁壁法面の一面に生い茂った植物を除去するため、脚立をはしご状に開いて擁壁面に立てかけ、擁壁上端部まで登って除去作業を行っていたところ、擁壁上端部から地上まで墜落したもの。擁壁上端部と隣地敷地との間には柵が設けられており、柵の外側と端部までの間隔(作業箇所幅)は23cmであった。

死亡災害の概要の掲載内容については、未確定のものであり、調査の進展とともに、変更(業務に起因しない場合における事案の削除を含む。)を行う可能性があります。